

第21回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年3月20日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
6	有田亜佳	7	高田光一	8	芝貞弘	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	14	川平定計		

4. 欠席委員(3名)

1	高田洋一	9	古用敏彦	13	谷口雄記
---	------	---	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第97号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第100号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第102号 平成31年春季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第21回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>春先になり大変天気の良い日の農業委員会総会ですが、そろそろ春の農作業の準備に入る人もいるかと思えます。</p> <p>そのような多忙な中でご出席いただきありがとうございます。</p> <p>なお先般新聞を見ていましたら、太陽光発電関係の記事が出ていました。どうも全国的には各家庭に太陽光発電が普及しているようですが、逆にそれとあわせて太陽光発電を原因とする火災事故が発生しているようです。その内容をよく読んでみますと、電気を売っていますので売電事業者になりますので、メンテナンス責任は設置者の責任になると記事が出ていました。</p> <p>農業委員会でも農地を転用した太陽光発電が設置されていますけど、売電事業者という理解からしますと、色々な責任については設置者に責任が問われるのかなと見ています。</p> <p>まだまだ新しい設置内容ですから、施設の老朽化は進んでいませんが今後一体的に老朽化の問題が広がるのかなと感じながら見ています。農業委員の皆さんも売電をしているのはあくまでも事業者であるという捕らえ方で十分認識をしていただけたらと思います。</p> <p>なお今日は事前に資料が配られていますので、その内容に従いまして慎重に審議していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>高田洋一委員、古用敏彦委員、谷口雄記委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の末廣之則委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第21回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p>

	本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に11番 清家壽秋委員、12番 青木武司委員、以上の両委員を指名いたします。 よろしくをお願いします。
議 長	日程第2 議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、中平勝則委員より説明願います。
中 平 委 員	議席番号4番 中平です。 議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第97号 順位1番 説明】
中 平 委 員	農地法第3条第2項各号について、3月14日に譲受人、事務局2名、二宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第97号 順位1番 説明】
中 平 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位2番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第97号 順位2番 説明】

事務局	農地法第3条第2項各号について、3月15日に譲受人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第97号 順位2番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位3番について、山本一人委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第97号 順位3番 説明】
山本委員	農地法第3条第2項各号について、3月15日に譲受人の代理人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 なお譲渡人は当日現地調査に立ち会うことができなかつたため電話で確認しました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第97号 順位3番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第98号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第98号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第98号 順位1番 説明】
事 務 局	3月15日に申請人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第98号 順位1番 説明】
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第98号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第98号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第4 議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、高田光一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号7番 高田です。 議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。

	【議案書に基づき、議案第99号 順位1番 説明】
高田委員	3月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、赤松推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第99号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第5 議案第100号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、中平勝則委員より説明願います。
中平委員	議席番号4番 中平です。 議案第100号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第100号 順位1番 説明】
中平委員	3月14日に事務局2名、二宮推進委員、古用農業委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第100号 順位1番 説明】
中平委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第100号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地

	とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第100号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位37番から41番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から36番までを一括審議し、順位37番から41番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から36番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第101号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位1番から36番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から36番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から36番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から36番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位37番から39番について事務局より説明願います。

事務局	順位37番から39番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位37番から39番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いたします。
議長	ただ今、順位37番から39番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位37番から39番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位37番から39番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議長	それでは、順位40番から41番について事務局より説明願います。
事務局	順位40番から41番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位40番から41番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いたします。
議長	ただ今、順位40番から41番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位40番から41番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位40番から41番は原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	（〇〇委員 着席）
議 長	日程第7 議案第102号「平成31年春季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第102号「平成31年春季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第102号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第102号「平成31年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第102号「平成31年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第21回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	11番
	12番

